

2013

8

No.161



「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

「生きる」を創る。

Aflac

会員さまですとアフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申しいただけます。

☎ 0120-777-596

(一社) 江戸川北青色申告会 担当代理店

吉田保険サービス

発行：(一社)江戸川北青色申告会 〒132-0025 江戸川区松江 2-23-13 TEL：03-3656-0621 FAX：03-3656-1104



当会では「ツカエル青色申告」を利用することによりインターネットを経由して会計データのやりとりを行うことができますようになります。

平日、来局できない方々もこの機会にご利用されてみてはいかがでしょうか？

弥生会計からのデータ移行料金は期間限定(2013年12月末)で無料になります。

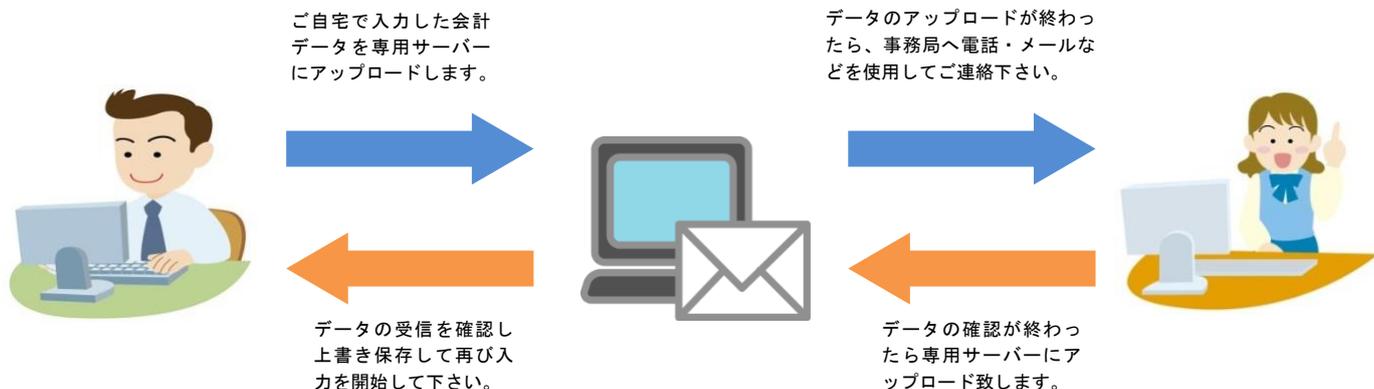
ご購入を検討されていて、ご利用してみたい方は事務局に「ツカエル青色申告」の体験版も用意しておりますので事務局までご連絡お願いいたします。

会員限定

パソコン
会計で
青色申告

- 1 税改正等バージョンアップや最新 OS にも対応。
- 2 平日、申告会にお越しいただけなくてもデータ確認が行えます。
- 3 インターネットを経由して、データの保存機能もあります。

利用方法のイメージ



※インターネット環境必須

(紙面の主な内容)

- P1 ツカエル会計のご案内
- P2 指導委員会だより、女性部だより、ブルースカイクラブだより、他
- P3 税務署からのお知らせ、Facebook のお知らせ他
- P4 都税事務所からのお知らせ、申告会・税カレンダー、他



指導委員会だより

六月十三日（木）に指導委員会では、江戸川グリーンパレスにて源泉所得税の勉強会を開催しました。

講師には江戸川北税務署から大平指導上席をお迎えしました。

本年度から新たに復興特別所得税が公布され、税額等の変更点について説明して頂きました。

また指導委員会では十月初旬に税務署の方を講師として勉強会を開催する予定となっております。

参加された皆様お疲れ様でした。



勉強会の様子

女性部だより

7月4日（木）事務局・三階に於いて、手芸教室を開催しました。

今回の作品は「ミニちりめん鏡」です。

皆様、ちりめん布選びから始まり、どのように出来上がるか作品作りに夢中になり、出来上がった時には、大変喜んでおりました。

女性部では、毎年手芸教室を開催しております。ご興味ある方は、事務局までお問い合わせください。



手芸教室に参加された皆様



「ミニちりめん鏡」完成写真

ブルースカイクラブだより

会員相互の親睦と健康増進をはかるためにスタートしたグラウンドゴルフの活動が1年を迎えました。

グラウンドゴルフはルールが極めて簡単で、年齢や経験に関係なくどなたにでもプレーを楽しむことが出来ます。

【練習会場】江戸川区東篠崎二丁目広場

【練習日】毎週日・水曜日

（都合により休止することがあります）

【時間】午前九時～十二時

【参加費】無料 用具の無料貸し出しも行っております。



ブルースカイクラブ1周年記念大会に参加された皆様

みんなで和気あいあいとプレーしています！

詳細は江戸川北青色申告会事務局までお問合せ下さい

税務署からのお知らせ

「不動産所得を有する方」に対する文書照会について

税務署では、平成25年7月から「不動産所得を有する方」を対象として「決算書(収支内訳書)」の内容についてのお尋ね」や「不動産の利用状況についてのお尋ね」などの照会文書を送付することとしております。

つきましては、会員の皆様にも照会文書が送付される場合があると思いますので、文書が送付された場合には、回答に対するご協力をお願いいたします。

なお、文書照会(行政指導)に伴う自主的な見直しにより提出された修正申告書等については、加算税が減免されます。

当会HPから当会 Facebook をご覧いただけます！

昨年11月に大幅にリニューアルした当会HPでは税務署からのお知らせや当会のお知らせ、毎月の会報等を掲載しています。

また当会専用 Facebook も開設しております。会報には掲載できなかった情報等も随時掲載しています。これからもHPやFacebookでは会員の皆様に役立つ情報や会員事業紹介などを随時掲載して会活動のPRに力を入れていきます。ぜひ当会HP・Facebookをご利用下さい。



当会HPのTOPページ



当会 Facebook ページ

アフラックのがん保険・医療保険をご契約の会員さまへ

(一社)江戸川北青色申告会会員さまは割安な団体取扱保険料でご契約いただいております。ご契約内容の確認・変更などございましたらお申し付けください。

また、個別取扱保険料でご契約いただいている会員さまは、団体取扱保険料に変更が出来ますのでお気軽にお問い合わせください。

《アフラック募集代理店》 (社)江戸川北青色申告会 推進担当代理店
吉田保険サービス(吉田新二)
☎ 0120-777-596

「生きる」を創る。
Aflac

8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、8月1日（木）に発送します。

<納期限>平成25年9月2日（月）

<ご利用になれる納付方法>

- ① 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替
- ③ コンビニエンスストア※3

<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ
生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。）

- ④ 金融機関・郵便局の  (マイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング

省エネ設備を取得した方へ ～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しています。平成25年度課税分は、平成24年中に取得した設備について申請できます。なお、平成24年度に申請をして減免しきれなかった額が残っている場合、平成24年度に税額が発生していない場合は、平成23年中に取得した設備についても申請できます。減免申請をする場合は、個人事業税の納期限までに、減免申請書及び必要書類を所管都税事務所・支庁にご提出ください。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者
対象設備	次の要件を満たすもの ① 温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">導入推奨機器の詳細については、環境局ホームページをご確認ください。</div>
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税の税額から減免 ただし、減免を受ける年度の税額の2分の1を限度 ※ 減免しきれなかった額は、減免申請を行った翌年度の税額から減免可

～ 主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください～
減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しています。

主税局 環境減税

検索 

【お問い合わせ先】

- 個人事業税/省エネ促進税制に関すること 中央都税事務所 個人事業税係 03(3553)2151（代表）
- 個人事業税の納税に関すること 江戸川都税事務所 徴収管理係 03(3654)2151（代表）
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること
「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 03-5388-3408

8月、9月、10月の 主な税カレンダー

【8月分】

- ◆個人事業税 第1期
- ◆特別区民税 第2期

【10月分】

- ◆特別区民税 第3期

【9月分】

- ◆固定資産税 第2期
- ◆都市計画税 第2期

小岩出張所休館のお知らせ

◆7/29(月)～8/30(金) 夏季期間のため

ご迷惑をお掛けしますがよろしく申し上げます。

※松江事務所は通常通りの営業となります。

8月、9月、10月の 主な申告会カレンダー

【8月】

小岩出張所は7/29～8/30まで休館となります

【9月】

9/4(水)・5(木)会員一泊研修旅行 草津温泉

【10月】

10/13(日) 区民祭りに参加
10/22(火) 女性部 日帰り研修
10/26(土) 租税教室 ※東小松川小学校